

2019年9月6日

各 位

セーラー万年筆株式会社  
代表取締役社長 比佐 泰

セーラー万年筆株式会社社員（2019年1月退職）による内部者取引に対する  
課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、2018年4月27日に当社が「業務・資本提携及び第三者割当増資による新株式発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」を公表しましたが、その情報を知り得た当社社員（2019年1月退職）による当該日以前の当社株式売買を行った行為が、金融商品取引法違反（インサイダー取引）に該当するとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を发出するよう勧告を行ったとの公表がなされました。

当社では、インサイダー取引防止規程を設け、また、取締役、執行役員、社員及びその他当社と雇用関係を締結しているすべての者に対し、社内研修等を通じてインサイダー取引の防止に取り組んでまいりました。そのような中で、このような事態が発生したことは誠に遺憾であります。

当社は、今回の勧告を厳粛に受け止め、今後更なる社内コンプライアンス体制の強化とともに社内教育を徹底し、再発防止に努めてまいります。

株主及び投資家をはじめとする関係者の皆様に、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。なお、当社役員及び執行役員による法令違反の事実はございません。

以上